

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

			資料番号	14	担当課	畜産課
法令名	肉用子牛生産安定等特別措置法	根拠条項	9-1(5)	許認可等の内容	協会指定の解除	

○肉用子牛生産安定等特別措置法

(昭和63.12.22法98)
最終改正 平成28.12.16法108

(指定の解除)

第9条 都道府県知事は、指定協会が次のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、第6条第1項の指定を解除することができる。

一 第7条第3項第1号の要件に適合しなくなったとき。

二 業務規程に違反して生産者補給金交付業務を行ったとき。

三 正当な理由がないのに当該都道府県の区域内で生産される肉用子牛の生産者との生産者補給金交付契約の締結を拒んだとき。

四 前条第1項の規定に違反したとき。

五 第6条第1項の指定の解除の申し出があったとき。

2 第7条第4項の規定は、前項の規程による指定の解除について準用する。

(生産者補給交付金等の交付)

第6条 事業団は、平均売買価格が保証基準価格を下回る場合には、予算の範囲内で、第10条に定めるところにより、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第24条の3の5に規定する都道府県肉用子牛価格安定基金協会（以下「協会」という。）であつて都道府県知事の指定を受けたものに対し、当該協会が生産者補給金交付契約（協会が肉用子牛の生産者（肉用子牛を譲り受けてその飼養を行う者にあつてはその譲り受けに係る肉用子牛が政令で定める要件に適合するものに限り、法人にあつては政令で定めるものに限る。以下同じ。）に交付する生産者補給金に係る契約であつて、平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金（以下「生産者積立金」という。）の積立に要する負担金を肉用子牛の生産者が協会に納付する旨の定めがあるものをいう。以下同じ。）に係る肉用子牛につきその生産者に交付する生産者補給金の全部又は一部に充てるため、生産者補給交付金を交付することができる。